

一般社団法人廃棄物資源循環学会知的財産権規程

第一節 総則

(特許権等)

第1条 特許権等の工業所有権の取得の判断は、公益性や廃棄物資源循環学会（以下、本会という）が受ける不利益等を鑑み、理事会で決定する。ただし、特許権等の取得申請までの期限が限られている場合などやむを得ない場合については、理事会構成委員への持ち回り等、簡略な手続きで承認を得ることができる。

2 特許権等の譲渡・放棄については、前項と同様に、理事会で決定する。

(著作権)

第2条 本会が企画、編集した著作物（電子化したものを含む）は、原則として本会に全ての著作権（複製権、公衆送信権、譲渡権など著作権法が定める全ての著作権）を帰属させるものとする。

2 本会が自ら出版（以下、直営出版という）しない著作物については、出版者と個別に協議し、著作権ならびに出版権の扱いは出版者との契約で定めるものとする。

3 本会が策定する規格やガイドライン等（以下、学会規格等という）については、著作権法で定める職務著作と同様に扱い、その著作権と著作者人格権は本会が保有するものとする。

第二節 各論

(著作権等の表示)

第3条 著作物には著作権を有する者を明示する。また、著作物の転載、複写、二次使用する際の許諾手続きについても、原則として著作物に明示する。

(著作物の利用)

第4条 本会が著作権を有する著作物の転載やその他の利用（引用は含まない）には、本会もしくは本会が著作権行使の委託を行っている者の許諾を必要とする。

2 転載の許諾にあたっては、様式1に定める転載許諾申請書を本会に提出するものとし、本会が転載を許諾する場合には様式2に定める転載承諾書を申請者に通知する（様式1および2については、学会ホームページを参照ください）。

3 上記以外の利用については、同様の許諾申請書を本会に提出するものし、各著作物を担当する委員会等での判断をふまえて許諾の可否を判断する。

4 排他的許諾を行う場合には、理事会で許諾の可否を定める。

5 本会が著作権を有する著作物であっても、著作者自ら、および著作者の所属する機関(機関リポジトリ等)がその著作物を転載、複写、二次使用等を行う場合に限っては、本会の許諾を必要としない。ただし、出典を明示することを必須条件とし、著者最終版を使用する。なお、和文誌に限っては1年を経過すると出版社版を公開できる。

(著作権移譲の手続きと本会による著作物の利用)

第5条 第2条に基づいて本会に著作権を帰属させる場合には、著作者と本会とで著作権の移譲に係る文書を交わすものとする。

2 前項の文書には、本会と本会が許諾する者による、著作物の内容の同一性を保持した以下の利用について著作者が了解・許諾したことを明記する。著作者がこれに応じない場合は、編集委員会もしくは当該著作物の企画・立案を行った委員会・支部・部会等に対応を検討する。

(1) 著作物の異なる手段による配布ならびにそのための複製(電子的配布など)

(2) 著作物の要旨(標題やキーワードを含む)の二次的な利用

(3) 著作物を用いた二次的編集著作物の作成